



事務連絡
平成22年5月11日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第38号）が別添のとおり平成22年5月11日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記の通りであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

今般、d-クロプロステノールを有効成分とする注射剤の使用禁止期間の変更を行った。

2. 施行期日

平成22年5月11日

3. 参考

対象となる承認されている動物用医薬品は以下のとおりです。

d-クロプロステノールを有効成分とする注射剤

○ダルマジン（川崎製薬株式会社）

【効能・効果】牛：発情周期の同調、黄体退行遅延（黄体遺残、黄体嚢腫、鈍性発情、機能性黄体を有する無発情）に基づく卵巣疾患の治療

豚：分娩誘発

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔省 令〕
 - 動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三八）
- 〔告 示〕
 - 日本国に帰化を許可する件（法務二一七）
 - 関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のアルバニア共和国による廃棄に関する件（外務二四三）
 - 関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のヨルダン・ハシエミット王国による廃棄に関する件（同二四四）
 - 関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等の日本国による廃棄に関する件（同二四五）
 - 気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とパングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四六）
 - 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（厚生労働二二二）
- 一
 - 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七條第一項第一号等の登録をした旨を公示する件の一部を改正する件（同二二三）
 - 保安林の指定をする件（農林水産七一〇、七二七）
 - 保安林の指定を解除する件（同七二八、七二九）
 - 保安林の指定施設要件を変更する件（同七三〇）
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の名称を変更した件（東海北陸厚生局一）
 - 都市計画に関する件（東北地方整備局一一一）
 - 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（関東地方整備局二五二、二五三）
 - 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同二五四）
 - 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う区域を変更した件（同二五五）
 - 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（同二五六、二五七）
 - 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二五八）
 - 道路に関する件（四国地方整備局五四、五五）
 - 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員等の氏名等を変更した件（北海道開発局七七）
- 二
 - 農林水産省令第三十八号 薬事法（昭和二十五年法律第四十五号）第八十三條の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年五月十一日
農林水産大臣 赤松 広隆
動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一「ドクロプロステノールを有効成分とする注射剤の項中、「ドクロプロステノール」を「ドクロプロステノール」に翻る。
- 三
 - 法務省告示第二百十七号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十二年五月十一日
法務大臣 千葉 景子
住所 大阪府東区今福東3丁目1番25-1005号 金成海 昭和39年9月17日生
住所 東京都世田谷区北崎山8丁目24番20号 徐俊昌 昭和37年8月1日生
住所 東京都世田谷区北崎山8丁目24番20号 劉國良 昭和60年6月18日生
住所 東京都世田谷区北崎山8丁目24番20号 劉國文 昭和63年7月31日生
住所 神戸市東灘区大日丘町1丁目12番24号 金朱子 昭和22年6月20日生
住所 神戸市東灘区花山町2丁目4番11号 木利紗 昭和45年3月19日生
住所 神戸市東灘区梅川町2丁目5番6号 木義臣 昭和48年10月11日生
- 四
 - 〔国会事項〕
 - 〔叙位・叙勲〕
 - 〔褒 賞〕
 - 〔皇室事項〕
 - 〔公 告〕
 - 諸事項
- 五
 - 官庁
財団、製造たばこ小売定価、建設業の営業の停止命令関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係
会社その他
- 六
- 七
- 八

省 令

○農林水産省令第三十八号
薬事法（昭和二十五年法律第四十五号）第八十三條の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年五月十一日
農林水産大臣 赤松 広隆
動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一「ドクロプロステノールを有効成分とする注射剤の項中、「ドクロプロステノール」を「ドクロプロステノール」に翻る。

附 則
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 平成二十二年十一月十一日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するドクロプロステノールを有効成分とする注射剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）第七十七條第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

告 示

○法務省告示第二百十七号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十二年五月十一日
法務大臣 千葉 景子
住所 大阪府東区今福東3丁目1番25-1005号 金成海 昭和39年9月17日生
住所 東京都世田谷区北崎山8丁目24番20号 徐俊昌 昭和37年8月1日生
住所 東京都世田谷区北崎山8丁目24番20号 劉國良 昭和60年6月18日生
住所 東京都世田谷区北崎山8丁目24番20号 劉國文 昭和63年7月31日生
住所 神戸市東灘区大日丘町1丁目12番24号 金朱子 昭和22年6月20日生
住所 神戸市東灘区花山町2丁目4番11号 木利紗 昭和45年3月19日生
住所 神戸市東灘区梅川町2丁目5番6号 木義臣 昭和48年10月11日生